(5)　信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(6)　一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(7)　都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(8)　公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(9)　高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(10)　心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条の四関係）

(11)　高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条の四関係）

(12)　独立行政法人中小企業基盤整備機構が取得する独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備された工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る非課税措置の適用期限を平成二六年三月三一日まで延長することとした。（附則第五一条の二関係）

(三)　次のとおり課税標準の特例措置を改めることとした。

(1)　農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、対象から食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の規定に基づく資金の貸付けを受けて当該施設を取得する場合を除外した上、その適用期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(2)　土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が取得する一定の換地に係る課税標準の特例措置について、対象を東日本大震災の津波被災区域を含む換地計画に基づき取得する一定の換地に限定した上、その適用期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条及び附則第五一条の二関係）

(四)　次に掲げる非課税措置等を廃止することとした。

(1)　独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業に伴う仮換地等の指定又は換地若しくは交換分合により取得する土地に係る特例措置（第七三条の二及び第七三条の六関係）

(2)　独立行政法人森林総合研究所が一定の事業により取得する不動産に係る非課税措置（附則第一〇条関係）

(3)　外貿埠頭公社の民営化に伴い、公社から民営化会社が承継する不動産に係る非課税措置（附則第四〇条関係）

4　自動車取得税

衝突に対する安全性の向上を図るための装置を装備した自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置の適用対象に、車両総重量が五トンを超える一定の乗用車及び一定のバスを加えることとした。（附則第一二条の二の五関係）

5　固定資産税及び都市計画税

(一)　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に掲げる機械類でエネルギー消費量との対比における性能の向上に著しく資する一定の設備のうち平成二五年四月一日から平成二七年三月三一日までの間に新たに取得されたものについて、固定資産税の課税標準を取得後三年度間はその価格の六分の五とする特例措置を講ずることとした。（附則第一五条関係）

(二)　鉄道事業者等が、平成二五年四月一日から平成二七年三月三一日までの間に既設の鉄軌道に係る地震防災上必要とされる補強のための工事で取得した一定の償却資産について、固定資産税の課税標準を取得後五年度間はその価格の三分の二とする特例措置を講ずることとした。（附則第一五条関係）

(三)　平成二五年四月一日から平成二七年三月三一日までの間に締結された都市再生特別措置法の規定による管理協定に係る同法に規定する協定倉庫について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を締結後五年度間はその価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置を講ずることとした。（附則第一五条関係）

(四)　港湾法に規定する特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が、特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助を受けて港湾法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から平成二七年三月三一日までの間に取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後一〇年度間はその価格の三分の二とする特例措置を講ずることとした。（附則第一五条関係）

(五)　東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定して公示した区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二五年度に係る賦課期日において所在する家屋（平成二五年度課税土地等及び平成二五年度二分の一減額課税土地等を除く。）について、平成二五年度分の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする特例措置を講ずることとした。（附則第五五条関係）

(六)　東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定して公示した区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二五年度に係る賦課期日において所在する家屋で、その使用状況、社会資本の復旧の状況等を総合的に勘案し、固定資産税額及び都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を減額することが適当と認めるものについて、平成二五年度分の固定資産税額及び都市計画税額からそれぞれ二分の一に相当する額を減額するものとする特例措置を講ずることとした。（附則第五五条関係）

(七)　耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象となる住宅のうち、当該耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物であったものに係る減額を当該耐震改修が完了した年の翌年度から二年度分（改正前一年度分）とすることとした。（附則第一五条の九関係）

(八)　次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

(1)　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その対象資産の整備期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一四条関係）

(2)　倉庫業者が新設又は増設した流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の新設又は増設の期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(3)　心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得した一定の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(4)　電気自動車に水素を充塡するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）